

## 2026年度(令和8年度)

### 愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価落札方式の改正概要

2026年度以降の総合評価落札方式を以下のように改正します。

#### 【建設工事】

<b>1</b>	<p><b>休み方改革への取組評価</b></p> <p><b>(1)2026(令和8)年度からの運用について</b></p> <p><b>【土木関係工事】</b></p> <p>➤ 「休み方改革への取組実績」の評価基準と加算点の見直しを行う。</p> <p><b>改正後</b> 2026(令和8)年4月1日から運用開始</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>加算点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休み方改革への取組実績</td> <td>以下のいずれかに該当するもの (加算点の合算はしない)</td> <td>最大 2点</td> </tr> <tr> <td>完全週休2日工事※1、2</td> <td>取組証あり</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>月単位の週休2日工事※1、2</td> <td>取組証あり</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>愛知県休み方改革マイスター企業認定 ※3</td> <td>認定証あり</td> <td>0.5点</td> </tr> <tr> <td>上記に該当しない</td> <td>上記に該当しない</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 愛知県建設局又は都市・交通局発注工事における取組実績を対象とし、「週休2日工事取組証」に記載の引渡し年月日が、該当期間内(前年度の4月1日から当該年度の技術資料を提出する前日まで)のものを認める。</p> <p>※2 発注工事と同業種の工事での取組に限る。</p> <p>※3 技術資料を提出する前日及び落札者決定時点において、愛知県労働局が発行する「愛知県休み方改革マイスター企業認定証」に記載の有効期間内であるものを認める。なお、認定区分は問わない。</p> <p><b>改正前</b> 2026(令和8)年3月31日まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>加算点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休み方改革への取組実績</td> <td>以下のいずれかに該当するもの (加算点の合算はしない)</td> <td>最大 2点</td> </tr> <tr> <td>完全週休2日工事</td> <td>取組証あり</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">月単位の週休2日工事</td> <td>取組証2件あり</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>取組証1件あり</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>愛知県休み方改革マイスター企業認定</td> <td>認定証あり</td> <td>0.5点</td> </tr> <tr> <td>上記に該当しない</td> <td>上記に該当しない</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	評価基準	加算点	休み方改革への取組実績	以下のいずれかに該当するもの (加算点の合算はしない)	最大 2点	完全週休2日工事※1、2	取組証あり	2点	月単位の週休2日工事※1、2	取組証あり	1点	愛知県休み方改革マイスター企業認定 ※3	認定証あり	0.5点	上記に該当しない	上記に該当しない	0点	評価項目	評価基準	加算点	休み方改革への取組実績	以下のいずれかに該当するもの (加算点の合算はしない)	最大 2点	完全週休2日工事	取組証あり	2点	月単位の週休2日工事	取組証2件あり	2点	取組証1件あり	1点	愛知県休み方改革マイスター企業認定	認定証あり	0.5点	上記に該当しない	上記に該当しない	0点
評価項目	評価基準	加算点																																					
休み方改革への取組実績	以下のいずれかに該当するもの (加算点の合算はしない)	最大 2点																																					
完全週休2日工事※1、2	取組証あり	2点																																					
月単位の週休2日工事※1、2	取組証あり	1点																																					
愛知県休み方改革マイスター企業認定 ※3	認定証あり	0.5点																																					
上記に該当しない	上記に該当しない	0点																																					
評価項目	評価基準	加算点																																					
休み方改革への取組実績	以下のいずれかに該当するもの (加算点の合算はしない)	最大 2点																																					
完全週休2日工事	取組証あり	2点																																					
月単位の週休2日工事	取組証2件あり	2点																																					
	取組証1件あり	1点																																					
愛知県休み方改革マイスター企業認定	認定証あり	0.5点																																					
上記に該当しない	上記に該当しない	0点																																					

### 【建築関係工事】

- 2025(令和7)年度改正概要に記載のとおり、評価項目のうち、「週休2日制工事」を「月単位の週休2日制工事」に見直しを行う。

**改正後** 2026(令和8)年4月1日から運用開始

評価項目	評価基準	加算点
休み方改革への取組実績	以下のいずれかに該当するもの (加算点の合算はしない)	最大 2点
月単位の週休2日制工事※1、2	取組証2件あり	2点
	取組証1件あり	1点
愛知県休み方改革マイスター企業認定 ※3	認定証あり	0.5点
上記に該当しない	上記に該当しない	0点

※1 愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工事における取組実績を対象とし、「週休2日制工事取組証」に記載の引渡し年月日が、該当期間内(前年度の4月1日から当該年度の技術資料を提出する前日まで)のものを認める。

※2 発注工事と同業種の工事での取組に限る。

※3 技術資料を提出する前日及び落札者決定時点において、愛知県労働局が発行する「愛知県休み方改革マイスター企業認定証」に記載の有効期間内であるものを認める。なお、認定区分は問わない。

**改正前** 2026(令和8)年3月31日まで

評価項目	評価基準	加算点
休み方改革への取組実績	以下のいずれかに該当するもの (加算点の合算はしない)	最大 2点
週休2日制工事	取組証2件あり	2点
	取組証1件あり	1点
愛知県休み方改革マイスター企業認定	認定証あり	0.5点
上記に該当しない	上記に該当しない	0点

## (2)2027(令和9)年度以降の運用方針について

### 【土木関係工事】

- 「完全週休2日工事」の一層の取組促進に向け、今後の施策の浸透状況を踏まえ、評価基準や加算点等の見直しを行う。

### 【建築関係工事】

- 「完全週休2日制工事」の取組実績を評価項目に追加する。
- 2026(令和8)年度を周知期間とし、2027(令和9)年度から運用を開始する。
- 具体的な評価基準や加算点等は、2026(令和8)年度中に公表予定。

<p><b>2</b></p>	<p><b>優良工事表彰の評価基準の見直し</b></p> <p><b>【土木関係工事・建築関係工事】</b></p> <p>➤ 次のとおり、対象期間の見直しを行う。</p> <p><b>改正後</b> 2026(令和8)年4月1日から運用開始</p> <table border="1" data-bbox="320 427 1430 591"> <tr> <td>対象</td> <td>愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工事で表彰された実績 (業種は問わない)</td> </tr> <tr> <td>対象期間</td> <td>過去5年間(表彰状の日付で判断する) ※1</td> </tr> </table> <p>※1 前年度までの過去5年度に、当該工事の技術資料を提出する日の前日までを含む</p> <p><b>改正前</b> 2026(令和8)年3月31日まで</p> <table border="1" data-bbox="320 723 1430 887"> <tr> <td>対象</td> <td>愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工事で表彰された実績 (業種は問わない)</td> </tr> <tr> <td>対象期間</td> <td>過去10年間(表彰状の日付で判断する)</td> </tr> </table>	対象	愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工事で表彰された実績 (業種は問わない)	対象期間	過去5年間(表彰状の日付で判断する) ※1	対象	愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工事で表彰された実績 (業種は問わない)	対象期間	過去10年間(表彰状の日付で判断する)	
対象	愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工事で表彰された実績 (業種は問わない)									
対象期間	過去5年間(表彰状の日付で判断する) ※1									
対象	愛知県建設局、都市・交通局又は建築局発注工事で表彰された実績 (業種は問わない)									
対象期間	過去10年間(表彰状の日付で判断する)									
<p><b>3</b></p>	<p><b>適用及び形式選定基準の見直し</b></p> <p><b>【土木関係工事・建築関係工事】</b></p> <p>➤ 次のとおり、種別・形式の適用区分の予定価格の見直しを行う。</p> <table border="1" data-bbox="320 1137 1430 1373"> <thead> <tr> <th></th> <th>土木関係工事</th> <th>建築関係工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正後</td> <td>予定価格 3億円</td> <td>予定価格 1.8億円</td> </tr> <tr> <td>改正前</td> <td>予定価格 2億円</td> <td>予定価格 1.5億円</td> </tr> </tbody> </table>		土木関係工事	建築関係工事	改正後	予定価格 3億円	予定価格 1.8億円	改正前	予定価格 2億円	予定価格 1.5億円
	土木関係工事	建築関係工事								
改正後	予定価格 3億円	予定価格 1.8億円								
改正前	予定価格 2億円	予定価格 1.5億円								
<p><b>4</b></p>	<p><b>価格据置型総合評価落札方式の対象外(土木系設備工事)の基準額の見直し</b></p> <p>➤ 価格据置型総合評価落札方式の対象外としている土木系設備工事(機械設備工事、電気設備工事及び電気通信工事)の適用金額を変更する。</p> <p><b>改正後</b> 2026(令和8)年4月1日から運用開始</p> <p>予定価格3億円以上WTO適用基準額未満の土木系設備工事(機械設備工事、電気設備工事及び電気通信工事)を除く。</p> <p><b>改正前</b> 2026(令和8)年3月31日まで</p> <p>予定価格2億円以上WTO適用基準額未満の土木系設備工事(機械設備工事、電気設備工事及び電気通信工事)を除く。</p>									

<b>5</b>	<p><b>評価項目の追加(2027(令和9)年度から運用を開始)</b></p> <p><b>【土木関係工事・建築関係工事】</b></p> <p>① 愛知県「休み方改革」イニシアチブ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 愛知県「休み方改革」イニシアチブのうち、「<u>自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進</u>」を休み方改革への取組評価に追加する。</li> <li>➤ 具体的な評価基準や加算点等は、2026(令和8)年度中に公表予定。</li> </ul> <p>② くるみん認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「<u>くるみん認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定・トライくるみん認定)</u>」を評価項目に追加する。</li> <li>➤ 具体的な評価基準や加算点等は、2026(令和8)年度中に公表予定。</li> </ul>
----------	--

※詳細やその他の部分的な改正については、ガイドラインや各公告文で必ず確認してください。